

こま 困ったときや、 どうしてよいか分からないときは、
まわ ひと はな 周りの人に話してみましよう

そうだん ば しょういちらん ひみつ まも
相談場所一覧 (秘密は守られます)

じ どう そうだん じょ ぜん くに ぐ けい じょう づう
児童相談所全国共通ダイヤル

189 (いち は やく) 番 【厚生労働省】

じ かん こ
24時間子どもSOSダイヤル

24時間365日いつでもメールでも電話でも相談できます。

☎0120-0-78310 (全国共通) または ☎0466-81-8111

Eメール soudan@edu-ctr.pref.kanagawa.jp ※返信に数日かかることがあります。

【県立総合教育センター：教育相談センター】

かまくら し そうだん まどぐち
鎌倉市の相談窓口

かまくら し そうだん
◎鎌倉市いじめ相談ダイヤル

げつようび きんようび
月曜日～金曜日 9:00～17:00

【鎌倉市教育センター】

だい 2・だい 4 かつようび
第2・第4火曜日 9:00～18:00



☎0467-24-5235 パソコン・スマートフォンから、WEBでも相談できます。

かまくら し きょういく そうだんしつ
◎鎌倉市教育センター相談室

げつようび きんようび
月曜日～金曜日 9:00～17:00

☎0467-24-3386または

[休み] 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

☎0467-24-3495

かてい そうだんしつ
◎こどもと家庭の相談室

げつようび きんようび
月曜日～金曜日 8:30～17:15

☎0467-23-0630

だい 2 とうようび
第2土曜日 8:30～17:00

[休み] 土曜日 (第2以外)、日曜日、祝日、年末年始

かまくら し やくしよがい そうだん まどぐち
鎌倉市役所以外の相談窓口

こ じんけん ばん
◎子どもの人権110番

げつようび きんようび
月曜日～金曜日 8:30～17:15

【横浜地方法務局】

[休み] 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

☎0120-007-110

じんけん こ
◎人権・子どもホットライン

まいにち
毎日 9:00～20:00

☎0466-84-1616

【神奈川県】

かまくら し こうしき
鎌倉市の公式LINEアカウント



こ じょうほう はいしん
子どもの情報などを配信しています。

はつ こと れいわ ねん がつ
発行 令和2年3月

はつこうしゃ 鎌倉市 こどもみらい部 こども支援課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 TEL: 0467-23-3000 (代表)

条例の全文と説明は、鎌倉市ホームページに掲載しています。

こ じぶん
子どもがのびのびと自分らしく
そだ かまくら じょうれい
育つまち 鎌倉条例

しょうがくせい
小学生のみなさん!

かまくら市では、子どもがのびのびと自分らしく育って
いけるように、子ども一人ひとりが大切にされ、地域の人
やまわりの大人たち、市役所の人たちが子どもたちを応援
していけるように、このじょうれい (決まり) をつくりま
した。



かまくら し
鎌倉市

こどもがのびのびと自分らしく育つまちをつくります

① みんなと仲良くすごせるようにします。

障害の有無、性別、生まれた国、家の生活の様子、
家族のかたちなどに関係なく、体罰、差別やいじめ
などを受けて、みんなと仲良くすごせるようにします。



② 安心して暮らせるようにします。

子どもがひどいあつかいを受けることがなく、まわりの人
たちに守られて、安心して生きていくことができるように
します。



③ たくさんのことを学んで、いろいろな力をつけられるようにします。

たくさんのことを学んで、社会の一員として生きていく力
をつけることができますようにします。



④ 自分の考えや意見が大切にされ、のびのびと成長できるようにします。

子どもの考えや、行動、活動が理解されて、一人一人の良い所
をのばすことができますようにします。



⑤ まわりの大人が協力して、みんなを応援します。

市役所や、家の人、地域の人、保育所、幼稚園、学校などが、
力を合わせて、子どもたちを応援します。



鎌倉市では、子どもの育ちの支援に取り組みます。

- 子どもが、健やかに育ち、学ぶことができますようにします。
- 児童ぎやく待やいじめが起らないようにし、早く発見できるようにします。
- 子どもが自由に意見を言ったり、夢を話したりする機会をつくります。
- 子どもが自分らしく遊んだり、休んだり、集まったりすることができる場所をつくります。

こどもがのびのびと自分らしく育つまちをつくるため、

おとなたちの役割を決めました。

市役所

計画を立てて、子どもたちを応援して
いきます。また、子どもの意見を聞きな
がら、進めていきます。

地域の人

子育て中の家庭が安心して子育てが
できて、子どもが安全で安心して生活で
きるようにします。

お父さん・お母さんなど

子どもにとって最も良いことを考
え、子どもの思いを理解しながら、家庭
を大切にし、子どもを育てます。

保育所、幼稚園、学校など

子どもの力や可能性をのばすことが
できるようにします。

会社の人など

働くお父さん、お母さんたちが、子どもといっしょに過ごす時間を持てるようにします。

どうしてこの条例ができたのかな？子どもの権利ってなんだろう？

世界中の子どもたち生まれたときから持っている「権利」をみんなで大切にしようと決めた国
どうしの約束が「児童の権利に関する条約」です。鎌倉市の「子どもがのびのびと自分らしく育
つまち鎌倉条例」はこの条約の考えにのっとっています。

この条約では、子どもの4つの権利を守ることを約束しています。

生きる権利

子どもの命が守られ、
大切にされ、健やかに生
きること。



育つ権利

自分らしさが認められ、
安心して学校に行ったり、
遊んだりすること。



守られる権利

暴力やぎやく待、
いじめなどを受けない
こと。



参加する権利

思っていることを自由に言ったり、それが大切
にされたり、集まってグループを作れたりできる
こと。

